

四、失業者の救済は国庫負担とすべしこと。
 五、職業紹介所を全国的に統一してその収支と統制力を拡充すると共に労働組
 合の救済その他の各面に参照せしむべきこと。
 六、失業者の救済のための移動の際には、国庫負担は無給軍用券を發行すべし
 こと。

七、国家又は地方自治体は失業若くは欠稼者に対して無給職業指導機関を設置すべしこと。
 八、有産階級資産の財産税及び贈与税を払出す者に当該企業家に課税せしむべき
 解雇税を課定し失業基金制度の財源となすべしこと。
 九、絶ての無産に於ては時間労働制、特殊労働は七時間制（を實施せしむる上
 共に最低生活賃額制を課定せしむべきこと。

一〇、養老年金制度を設け、六十才以上の労働者に対しては国家がその生活を保
 証すべしこと。
 一一、労働組合法を制定し労働者の生活救済を義務せしむべきこと。

運用(草案)

実行方法

中央銀行準備金

昭和四年農大令は労働者救済のたりの左の如き財政方針を決議す

労働者

労働者救済本部は、特別救済を中核として給付金、一般救済金を以て補
 給す

一、失業本部費

(1) 失業本部費(年額)一人五十元を必ず納入すること

(2) 各職令令は失業本部費を生じ割合で失業本部費を納付すこと

| | |
|---------|-----|
| 失業二百名未満 | 五円 |
| 失業十名未満 | 十円 |
| 失業十名以上 | 十五円 |

(3) 労働金は毎月五日迄に本部財務部に納入し、残額を全国大会前に納入すこと。